

デジタルエコノミーに関する各国の間接税(VAT)の改正動向

Issue 9, April 2018

In brief

インターネット上で提供されるサービスの経済的重要性がますます高まる中、自国のマーケットに向けて国境を越えてサービスを提供する国外事業者に対する課税の強化の動きが世界的に広まっています。2015年10月には、国外事業者の行うB2C取引に対する消費課税を提言内容の一つとする、OECDによるBEPS行動1「電子経済の課税上の課題への対処」の最終報告書が公表されましたが、これを弾みとして、電子的なサービスの「輸入」に対する間接税(VATやGST)の課税を導入する国はさらに増加する傾向にあります。実際に導入される制度は国によって多種多様であるため、クロスボーダーでオンラインサービスを提供する事業者においては、関係各国の税制改正の動向を注視し、思わぬ課税漏れによる追徴リスクを低減することが求められます。本ニュースレターでは、クロスボーダー・デジタルサービスにかかる間接税の改正動向の中から、数カ国をピックアップしてお伝えいたします。

なお、イタリアで導入された新税は直接税ではありますが、本稿に含め紹介いたします。これは、イタリア国外からイタリア国内の事業者向けのサービスに対して課税するものですが、2018年3月21日に欧州委員会から発表された法案に含まれる「デジタルサービス税」(売上高に対する3%の課税)をいわば先取りして導入したものともいえます。

In detail

1. EU

Eコマース(オンライン物品販売およびサービス提供)にかかる新しい統一ルールの導入

欧州連合理事会は2017年12月5日、一連の新たな理事会指令および規則を採択し、EU加盟国間およびEU域外第三国との間でますます拡大するクロスボーダー電子商取引(Eコマース)に関して、徴税確保と事業者の納税事務負担軽減の観点から、主として以下の項目に関する新たな統一ルールを導入することが決定されました。

- ・他のEU加盟国におけるオンライン商品販売およびサービス提供にかかるVATを事業者設立国の単一のポータルを介して申告することができる「マキシ・ワン・ストップ・ショップ」制度の導入
- ・少額輸入VAT免除制度の撤廃
- ・他のEU加盟国向けの売上高が年間10,000ユーロ以下の場合に国内売上と同様に取扱う簡素化ルールの導入
- ・クロスボーダーEコマースにかかるVATの徴税義務をオンラインプラットフォーム事業者に負わせる規定(EU域外からの輸入の場合は150ユーロ以下の場合に限定)

最後の点、プラットフォーム事業者に徴税責任を負担させる規定は、欧州委員会による改正提案には含まれていませんでしたが、特にEU域外からの越境販売に対する公正な課税の観点から、法制化されることとなりました。

上記改正は原則として2021年1月1日から適用されますが、他のEU加盟国向けにオンラインで提供される「サービス」に関する簡素化ルールについては、2019年1月1日から適用されます。

2. イタリア

B2B デジタル取引にかかる新税「Web Tax」(2019年1月1日発効)

イタリアでは、2018年度財政法案により、2019年1月1日を発効日として、デジタル取引について3%の新税(「Web Tax」)が導入されました。新税は、一定の例外を除き、イタリア居住者たる法人、政府系団体、組合、個人事業主、独立職業専門家およびイタリア非居住者のイタリア国内恒久的施設に対して電子デバイスを用いて提供されるサービスに課されます。

課税対象となるサービスは、「インターネットその他の電子的ネットワークによって提供されるサービスであり、その性質として、サービスの提供が概ね自動化され最小限の人的介入により特徴づけられるものであり、情報技術のサポートなしに提供することができない性質のもの」と定義されています。

「Web Tax」は、暦年で3,000件超の課税対象取引を行うイタリア国内および国外のサービスプロバイダーに対して、源泉徴収方式により課税されます。

3. 英国

VAT 記録保存および申告方法のデジタル化

英国では、2019年4月1日から、一定の金額(「VAT登録基準額」)を超える課税売上高を計上する企業について、英国税務当局(HMRC)のソフトウェアとの接続が可能な互換性のあるソフトウェアを利用した、VAT関連帳簿書類の電子的な保存および電子申告が義務付けられます。

納税者においては、HMRCとの間で電子通信を行うための「アプリケーション・プログラミング・インターフェイス」が必要となります。

4. ハンガリー

インターネット接続サービスにかかるVAT軽減税率の引下げ

2018年1月1日から、消費者向けのインターネット接続サービスの提供については、5%の軽減税率が適用されることとなりました(従来は軽減税率18%)。

5. ノルウェー

Eサービス(オンラインサービス提供)を提供する国外事業者への税務調査の強化

ノルウェーでは、2011年から、国外事業者からノルウェー消費者へ提供されるEサービスに対するVATの課税が行われていますが、現在、国外事業者に対する調査が増加しています。EUとノルウェー間で2018年2月に締結された税務行政執行共助条約もあり、今後もノルウェー国外のサービスプロバイダーに対する調査が重点的に行われるものと思われます。ノルウェー税務当局は、過去5年遡って、未納VATの追徴を行い、また、20%~60%のペナルティを課す権限を有します。

6. ロシア

国外からのB2Bデジタルサービス提供にかかるVAT

ロシアでは最近の付加価値税法の改正により、2019年1月1日から、デジタルコンテンツを外国事業者がロシア国内事業者向けに提供する場合、当該外国事業者がロシアの税務当局にVAT上の登録を行い、B2B販売にかかるロシアVATを申告する必要があります(改正前は、デジタルコンテンツを購入する事業者が自己申告する制度となっていました)。

ビジネスコンテンツを購入する事業者は、外国のプロバイダーによって課された前段階税を取り戻すことが認められます。

7. トルコ

E サービス(オンラインサービス提供)の輸入にかかる VAT (2018 年 1 月 1 日)

トルコでは、2018 年 1 月 1 日以後、トルコ国内消費者向けのデジタルコンテンツの販売に対して VAT を課税する法案が導入されました。税務当局による法案によれば、トルコ国外のプロバイダーは、課税対象となるデジタルコンテンツの提供について「電子サービス提供者に係る特別 VAT 登録」を行うこととされており、また、サービス提供を行った月の翌月 24 日までに「VAT Declaration No.3」に基づき申告を行う必要があります。納付期限は、翌月 26 日とされています。

8. 台湾

台湾源泉所得にかかる税制

台湾国内顧客向けのクロスボーダー電子商取引(「越境 EC」)については、2017 年 5 月より営業税 (VAT) の申告義務が導入されていますが、これに続き、台湾財政部は 2018 年 1 月 2 日に通達を交付し、越境 EC に対する法人税の課税に関する規定を定めました。これにより、遡及的に 2017 年から、国外事業者が台湾国内で提供するサービスにかかる報酬に対して法人税が課されることとなります。

課税所得額は、以下に示す原則的な計算方法または簡易的な計算方法(適用する純利益率および貢献度につき税務当局の認定を受けた場合)により算定されます。

- 基本的な公式: (台湾源泉所得 - 原価および費用) × 台湾での利益への貢献度 = 課税所得
- 簡易的な公式: 台湾源泉所得 × 純利益率 × 台湾での利益への貢献度 = 課税所得

日本と台湾との間では 2017 年 1 月以降、租税協定が発効しているため、台湾において恒久的施設を有しない日本の企業にあっては、台湾当局による事前の承認に基づき、協定 7 条(事業所得条項)に基づく免税を受けられる可能性がありますが、本通達においては租税条約との適用関係について触れられていないため、条約の適用可能性については慎重な対応が求められます。

9. タイ

国外事業者による E コマース(オンライン物品販売およびサービス提供)にかかる VAT

タイ歳入局は、2017 年 6 月以降、国外事業者がタイ国内の一般消費者を含む VAT 非登録受益者に対して電子的サービスを提供する場合の、当該国外事業者に対する VAT 登録義務要件の改正を提案しています。改正提案には、サービス提供を仲介するウェブサイトやアプリを運営する事業者の VAT 登録義務および連帯納税義務も含まれます。また、国外事業者によるオンラインの物品の販売に対する課税も提案されています(現行では 1,500 バーツの免税点があります)。

10. アルゼンチン

国外事業者によるデジタルサービスに対する VAT 課税の導入

アルゼンチンでは VAT 法改正により、2018 年 1 月から、外国企業がアルゼンチンの個人および企業向けに提供するデジタルサービスに対する VAT の課税が導入されました。デジタルサービスが消費者向けに提供される場合、支払仲介業者すなわちクレジットカード会社が VAT を徴収し、税務当局に納税することとなります。事業者向けに提供される場合は、当該事業者がそのサービスにかかる VAT を申告する義務を負うこととされています。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階

電話 : 03-5251-2400(代表)

Email: pwcjapan.taxpr@jp.pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー

村上 高士

03-5251-2341

takashi.a.murakami@pwc.com

シニアマネージャー

溝口 豪

070-1369-1310

tsuyoshi.n.mizoguchi@pwc.com

マネージャー

中原 拓也

080-4104-5347

takuya.nakahara@pwc.com

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 620 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 158 カ国に及ぶグローバルネットワークに 236,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2018 PwC 税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 税理士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。